

令和 7 年

上尾市教育委員会 2 月定例会 議案

議 案 名

議案第 8 号	令和 7 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策 定について -----	1
議案第 9 号	上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定 について -----	2
議案第 1 0 号	県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申につい て -----	3
議案第 1 1 号	令和 7 年度当初教職員人事異動に係る内申について -----	4

議案第 8 号

令和 7 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策定について
令和 7 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針を下記のとおり策定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和 7 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針」のとおり

提案理由

上尾市教育振興基本計画の基本理念である「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を実現させるため、令和 7 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針を策定したいので、この案を提出する。

議案第 9 号

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施規則（令和 5 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 7 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（学校給食費の徴
収の特例）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

8 令和 7 年 3 月分に係る学校給食費については、第 4 条第 1 項の規定にか
かわらず、学校給食費負担者が保護者である場合に限り、徴収しないもの
とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

市立学校に通う児童生徒の保護者の負担を軽減するため、令和 7 年 3 月
分に係る学校給食費を免除したいので、この案を提出する。

議案第 10 号

県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について

県費負担教職員の懲戒処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 38 条の規定により、別紙のとおり埼玉県教育委員会に対して内申する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

上尾市立小学校に在職する県費負担教職員が起こした職員事故（わいせつ行為）は、地方公務員法に違反し、懲戒処分に相当するものと思われるので、審議について埼玉県教育委員会に内申を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 1 号

令和 7 年度当初教職員人事異動に係る内申について

令和 7 年度当初教職員人事異動について、下記のとおり、埼玉県教育委員会に内申する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- 1 人事異動の実施日 令和 7 年 4 月 1 日
- 2 内申の内容 別冊「令和 7 年度当初学校管理職員人事異動
(案)」のとおり

提案理由

市立学校の校長及び教頭に係る令和 7 年度当初人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条の規定に基づき、埼玉県教育委員会に内申したいので、この案を提出する。